

住居確保給付金のしおり

～ 転居費用補助 ～

三 田 市

目 次

1	住居確保給付金（転居費用補助）について	P. 1
2	収入基準・資産基準	P. 2
3	転居費用補助を受ける要件（申請要件）	P. 4
4	申請から支給までの流れ	P. 5
5	支給額の変更	P. 6
6	転居費用補助の再支給	P. 6
7	不正受給	P. 6
8	申請に必要な書類	P. 8

1 住居確保給付金（転居費用補助）について

～住居確保給付金（転居費用補助）とは～

世帯員の死亡、転出等又は離職、休業等により世帯収入が大きく減少し、転居によって家計の改善が認められる場合に転居費用（上限額あり）を支給する国の制度です。

～支給上限額～

上限額＝転居先の市区町村の住宅扶助基準に基づく額×3倍

※実費が上限額を下回る場合は実費額を支給

（以下の表は三田市内に転居する場合の上限額です。）

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
支給上限額	96,900円	117,000円	126,000円	135,000円	151,200円

～支給対象費用～

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
○転居先への家財の運搬費用	○敷金
○転居先の住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、 住宅保険料）	○契約時に払う家賃（前家賃）
○ハウスクリーニングなどの原状回復費用 （転居前の住宅に係る費用を含む）	○家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入 費
○鍵交換費用	

～支給方法～

原則、三田市から不動産業者等へ代理納付します。

上記の方法による代理納付ができない場合のみ、申請者（受給者）へ直接支給します。

2 収入基準・資産基準

～収入基準～

世帯の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であることが支給の要件です。

※実際の家賃額が家賃基準額を超える場合は家賃基準額を算定します。

世帯の人数	収入基準額
1 人	1 1 8 , 3 0 0 円 （基準額 86,000 円 + 家賃基準額 32,300 円）
2 人	1 6 3 , 0 0 0 円 （基準額 124,000 円 + 家賃基準額 39,000 円）
3 人	1 8 9 , 0 0 0 円 （基準額 147,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
4 人	2 1 7 , 0 0 0 円 （基準額 175,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
5 人	2 5 1 , 0 0 0 円 （基準額 209,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
6 人	2 8 7 , 0 0 0 円 （基準額 242,000 円 + 家賃基準額 45,000 円）
7 人	3 2 5 , 4 0 0 円 （基準額 275,000 円 + 家賃基準額 50,400 円）

～資産基準～（金融資産）

世帯の資産の合計額が次の表の資産額以下であることが支給の要件です。

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人以上
資産額	51.6 万円	74.4 万円	88.2 万円	100 万円

収入・資産要件早見表

【収入要件】

算定対象	算定対象外
○税引前の稼得収入 ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） - 原稿料 - ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） - 家賃収入 ○税引前の収入全般 ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 - 国民年金 - 国民年金基金 - 厚生年金 - 厚生年金基金 - 共済年金 - 障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 - 仕送り（同居配偶者等以外） - 養育費（右記以外） - 婚姻費用分担金 - 慰謝料（継続的なもの） - 障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） - 健康保険傷病手当金 - ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）	○特定の目的のために支給される手当・給付 ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） ○職業訓練受講給付金 ○各種保険金の受取 等 ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金 等 ○一時的な収入 ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 - 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） ○雇用継続給付（高齢・育児・介護） ○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入 ○給与等に含まれる通勤手当

【資産要件】

算定対象	算定対象外
○現金 ○預貯金 ○債権、国債 ○株式、出資金、投資信託、暗号資産	○生命保険 ・個人年金保険（養老保険） ・学資保険 ○確定拠出年金（個人型（iDeCo）・企業型）

3 転居費用補助を受ける要件（申請要件）

次の1～8のすべてに該当すること		該当 ☒
1	【収入減少による住居喪失の可能性】 世帯員の死亡、転出等又は離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は本人の都合によるものを含む）により、世帯収入額が著しく減少し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがある	☐
2	【収入減少した時期】 申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内である	☐
3	【生計の維持】 申請日の属する月において、主たる生計維持者である （主たる生計維持者とは、その世帯で最も収入がある方です。）	☐
4	【世帯の収入】 申請日の属する月において、世帯の収入合計額が収入基準額以下である	☐
5	【世帯の金融資産】 申請日において、世帯の資産合計額が資産要件額以下である	☐
6	【家計改善のための転居の必要性】 家計改善のために<u>転居が必要と認められる</u>が、転居費用の捻出ができない （<u>転居が必要と認められる</u>とは、申請前に三田市生活安心サポートセンターで家計に関する相談を行い、同センターから要転居証明書が交付されている必要があります。）	☐
7	【他の給付】 住居確保給付金（転居費用補助）と類似の給付等を受けていない	☐
8	【暴力団関係】 世帯員の全員が暴力団関係者ではない	☐
9	【生活保護】 生活保護を受けていない	☐

4 申請から支給までの流れ

1. 相談(家計改善に関する)

三田市生活安心サポートセンター（以下、「センター」）で家計に関する相談を受けてください。

家計の改善のために転居が必要と認められると、要転居証明書が交付されます。
（この際、転居後の適切な家賃額を提示されます）。

2. 申請書類の仮提出

センターに「入居予定住宅に関する状況通知書」以外の申請書類を提出してください。センターが申請書類の内容を見て支給要件に合致するか確認し、支給対象となる場合は、「申請書の写し」・「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

3. 転居先住宅の確保・入居申込み

不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、センターから提示された家賃額を目安として入居可能な物件を探してください。候補となる物件が決まったら、入居の申し込みを行い、審査が通った段階で、不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」を記入してもらってください。

4. 入居予定住宅に関する状況通知書の提出

不動産仲介業者から「入居予定住宅に関する状況通知書」を受け取り、本人記入欄に必要事項を記入した上で、センターへ提出してください。

5. 審査・支給決定

三田市が審査し、支給が適正であると認められた場合には、センターから「住居確保給付金支給決定通知書」・「住居確保報告書」が交付されます。

支給決定した金額を三田市から不動産仲介業者等へ直接振り込みます。

6. 住居確保報告書等の提出

入居後、7日以内に以下の書類をセンターに提出してください。

- ① 住居確保報告書
- ② 転居先の賃貸借契約書の写し
- ③ 新住所の住民票
- ④ 転居時に支払った額を確認できる領収書等の書類の写し（※）

（※）申請者の口座に転居費用補助が振り込まれた場合のみ

5 支給額の変更

①転居費用補助の一部返還

転居に要する費用の実際の支出額（※）が支給された転居費用補助の額を下回った場合は、支給額を変更し、受給者から差額の返還を求めます。

②転居費用補助の追加支給

転居に要する費用の実際の支出額（※）が支給された転居費用補助の額を上回っていた場合であって、当該支出額が支給額の上限額以内であり、社会通念上、妥当な範囲である場合は、支給額を変更し、その差額を追加支給することができます。

追加支給を希望する場合、変更申請が必要となりますので、必要書類等を三田市生活安心サポートセンターにお問合せください。

※実際の支出額

= 転居費用補助の支給対象とならない経費（敷金・前家賃など）は除きます

6 転居費用補助の再支給

再支給の要件

住居確保給付金（転居費用補助）の受給後、次のすべてに該当する場合は再支給の申請が可能です。

- 前回の受給後に世帯員の死亡、転出又は離職、**休業等（※）**により世帯収入が著しく減少した。

※休業等 = 本人の責めに帰すべき理由や本人の都合によるものを除く

- 前回の受給が終了した月の翌月から1年を経過している。
- 住居確保給付金（転居費用補助）の支給要件に該当する。

7 不正受給

《注意点》

住居確保給付金の虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を徴収します。

8 申請に必要な書類

書類名	☒	必要書類	留意事項等
申請書類	☐	・ 住居確保給付金申請書(様式 1 - 1) ・ 住居確保給付金申請時確認書(様式 1 - 2 A)	
本人確認書類 (申請者のみ)	☐	«証明できる書類の例» ● 本人確認書類の例 ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード(※表面のみ) ・ 障害者手帳 ・ 在留カード(※外国人の方は必須) ・ パスポート ・ 健康保険証 ・ 住民票 ・ 戸籍謄本	・ 写しを提出。 ・ 顔写真の無い書類の場合は2種類必要。
離職等関係書類	☐	«世帯収入が著しく減少した理由を証明できる書類の例» ● 死亡の場合 ・ 住民票の除票 ● 転出の場合 ・ 住民票の除票 ● 離職の場合 (自営業者以外) ・ 離職票 ・ 雇用保険受給資格者証 ・ 解雇通知書 ・ 有期雇用契約の非更新通知 ・ 退職証明書(参考様式 5) (自営業者) ・ 廃業届 ・ 売上台帳 ● 休業の場合 ・ 雇用主からの休業を命じる文書 ・ シフト表(減少した月と前月分)	・ 写しを提出。 ・ 左記のいずれの書類も提出できない場合は、「離職状況等に関する申立書(参考様式 5 - 1 B)」の提出が必要。

収入減少期間関係書類 (収入が減少した対象の世帯員のみ)	☐	«世帯収入が申請月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の例» ・給与明細書(収入減少前後) ・一定の時期から給与振込みが途絶えた又は減少した通帳(名義人、金融機関名、収入減少前後)	・写しを提出。 ・世帯収入が著しく減少した理由が死亡、転出の場合は不要。
収入関係書類 (世帯員全員分)	☐	・収入申告書(三田市独自様式・申請時用) ・収支状況表(三田市独自様式) «申請月の世帯収入が確認できる書類の例» ・給与明細書(直近3か月) ・通帳(名義人、金融機関名と直近3か月の収入が分かる記帳ページ) ・雇用保険受給資格者証	・収入申告書、収支状況表以外は写しを提出。 ・生計を同一にする全ての方の書類が必要。
金融資産関係書類(世帯員全員分)	☐	«申請日時点の世帯の金融資産が確認できる書類の例» ●通帳 (名義人、金融機関名、支店、口座番号が記載されたページと直近3か月分の入出金が分かる記帳ページ) ●通帳以外(申請日時点の評価額が分かる資料) ・債権、国債 ・株式、投資信託、暗号資産等	・写しを提出 ・提出する書類とは別に現金も資産として申告。 ・通帳については、オンラインの通帳口座も含む。
要転居確認書類	☐	●要転居証明書 (三田市生活安心サポートセンターから交付されたもの)	・写しを提出
居住維持費用関係書類	☐	«現在市内で居住していることが確認でき、居住維持に要する費用が確認できる資料の例» ●賃貸住宅の場合 ・入居中の住居の賃貸借契約書 ●持ち家の場合 ・固定資産税、火災保険料、ローン返済額、マンション管理費、修繕積立金等の額が分かる資料	・写しを提出

		● 住居を持たない場合 ・ その居住の確保に要する費用の月額を確認できる資料	
転居先確認書類	☐	● 入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）	
転居費用関係書類	☐	«転居に要する費用が確認できる書類» ・ 初期費用が確認できる資料 ・ 家財の運搬費用が確認できる資料 ・ 原状回復費用が確認できる資料（転居前住居）	・ 初期費用（対象経費）の合計額が支給上限額を超える場合は、その他の資料は不要。
その他書類	☐	«上記以外に三田市生活安心サポートセンターまたは三田市が提出を求める場合» ・ ・ ・	

～お問い合わせ先～

三田市生活安心サポートセンター

住所：三田市川除 6 7 5 番地

（三田市総合福祉保健センター 1 階）

TEL：079-550-9081

FAX：079-559-5704